

第三十八回

参議院地方行政委員会議録第十二号

(一三三九)

昭和三十六年三月三十日(木曜日)
午前十一時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 鈴木 基政七君

○委員長(増原恵吉君) ただいまから(静岡県由比町の地すべり対策に関する件)する法律案(内閣提出)

委員 小柳 牧衛君
郡 祐一君
西郷吉之助君
館 哲二君

○委員会を開会いたします。まず、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○占部秀男君 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○占部秀男君 念のために局長にお伺いをしておきたいんですが、それは今

度の共済組合法の一部改正は、例の地方公務員の退職年金に関する共済法の問題が延期になつたために、例の追加給付その他の既得権の問題で前年も前年も出したと同じような姿で出され

ておるというように私は感じるんです

が、一つだけ、例の市町村の職員特に大きな災害の場合に従来は特例を設けて、たしかあれは三倍まででした

か、見舞金その他の給付をしたわけですが、昨年だったと思いますが、チリ津波のときに、この問題を本委員会で取り上げたときに、結局、通常国会で

地方公務員の共済組合法案を出すことになるので、そのときに一括してやろ

うというような御答弁だったと思うのあります。それはその法律案が一年延びておるということになつておる

わけであります。しかし問題は、もう

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

する法律案(内閣提出)

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないも
のと認めます。

のと語あさ子
これより採決に入ります

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長 増原恵吉君 全会一致でござります。よって、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者着手〕

なお、諸般の手續等につきましては、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（増原恵吉君） 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

「賛成者挙手」
議員長（増原恵一）
ます。よつて
て原案通り可
いしました。
たいと存じま
るが、諸般の手
先例により
んか。

○委員長(増原恵吉君) 次に、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案を認めます。さよう決定いたしました。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木薫君 それでは提案者に一つお聞き、これにて二思、三十並、今回の

聞きしたいたしと思しますが、今回のこの改正案につきまして、それに関連することをしたことで、一つは、給付の額の問題でございますが、端的に言って、給付の額、現行のものは低いのではないのか、もつと引き上げるべきじゃないか、というような考え方を私ども持つておるわけですが、もちろんこれはこの法だけでなしに、他の法と関連する問題でございますから、全般的にそういうようなものをも検討しながら、

このことにつきましては、もつと給付の額を引き上げるというようなことがあります。私は必要じゃないかと思うのですが、その点について、どのようにお考えになつておられるか、この点一つお伺いしておきたいと思います。

○衆議院議員(田中榮一君)　ただいまの給付の額の、現行では非常に安過ぎるのではないかというお尋ねでござりますが、本件につきましては、やはり同様に衆議院の地方行政委員会におましても、そういう御意見が出ております。ただ現在の、この出したました法案の給付の額の算定の方法につきましては、御案内のように、国家公務員損害補償法に規定する補償、あるいは労働基準法第八章に規定する補償、それからまた消防組織法第十五条の四に規定する損害補償、水防法第六条の二に規定する損害補償、こういうものに限定しまして、これに右へならへといふ形でやりましたので、現在ではやむを得ずかようなものに準じまして給付の額を一応定めておるわけでございまして、われわれも今お話をのような給付の額では少し少ないんじゃないかという気持を持っておりまして、将来現状の額では少しけれども十分に一つ検討して参らなければならぬものと、かように考えております。

これはぜひしなければならぬ段階じやうでありますからうかというふうに思うので、たまたまこういうものが今出ましたのですから、それについての提案者の考え方を一応お聞きしたわけなんです。そこで政府関係の方で、現在の時点での問題として、これは他の法律との関係で、これは制約があることは、はつきりいたしておりますけれども、今後の問題として、これはどのように考えてやっていかれるつもりなのか、一つお考えがあるなら知らせてもらいたいと思うのです。

○政府委員(江口俊男君)　ただいま委員会の田中議員、及びこの委員会の鈴木委員から御発言がありましたが、われわれとしても、現在の額でいいと、いう考えはございません。従いまして、ただいまおっしゃいましたように、他との関連もございますが、私たちの心つもりといたしましては、これが引きまして、きましにくいきさつが、当時の巡査の平均給を最低限に考え、警部の平均給を最高のところで押えたといいきさつともございますから、そういうものを参考にしてその辺まで努力をしたい、こう考えます。

○鈴木壽君　大臣、この問題ですね、今の法律のこれだけで今直ちにどうするということはできないことは私申し上げた通りであります。が、今後、他の国家公務員の災害補償法なり、その他のいろいろな、消防関係の法律等、一般として一つ政府部内でこれは検討して給付の額の引き上げというようなものを考えるべきだと思うのですが、そういう点、話し合になり、あるいは今後どういうふうにおなりになっていくつもりなのか、大臣のお考えを聞かしていただきたいと思います。

でございましょうが、この場合にも、いろいろこれは問題があるのじやないかと思うわけですね。で、おそらくそれは公布の日から施行することになります。お考えになつて、政令の今私が申上げたような点、あるいは今度新たにこの改正によつてできる政令の内容等について、どうお考えになつておるのか。一つこれは最初に、できればそれについての提案者としての考え方方から一つと、それから政府当局の方から一つそれについての現在の状況等を聞くしてもらいたい。

○政府委員(江口勇男君) ただいま田中議員からお話をございました通り、衆議院におきましてもそのような御要望が強かつたのでござります。私たちもいろいろ検討いたしまして、その御要望にできるだけ沿うような努力をいたしております。内容を、こしておるわけでございます。内容を、これはもちろんまだ政府の部内でも関係のいろいろな方面に打ち合わせをいたしまして、最後的にはきまるものでござりますから、確たる内容を申し上げる段階ではございませんけれども、警察庁といたしまして考えております大要をお答えしたい、かように考えます。

まずその一つは、今度の改正に伴いませんが、三十四年の改正で入れました警察官のおらない場合に、犯入逮捕等につとめてけがをした、死んだという者の救済規定を昭和三十四年の改正でお入れをいただいたわけでございますが、それを受け作っておりまする政令の第二条の中でも、ただいまお話をございましたように、個々のケースにおいては、被害者あるいは犯人等と親疎の別が——多少親密であるとか、あるいは遠いからというようなことで、給付をするかしないかということをきめるのは、実情に合わない点も場合によってはあろうかという考え方から、現行政令の第二条を多少いじりまして、犯人自身がかわいそうな状態、けがをするというようなのを救済するののかがなものだらうかと思ひますので、二号は除きますが、一号及び三

号ないし六号に該当するものであつて、しかしながら、当該公安委員会が、これはやはり災害給付の原則に照らしてこれを補償してやるべきだといふように認定しましたものについては、この政令の対象になつてゐるのであっても、今度また逆に除外をしないで給付をするというような規定にしたらいかがなものだらうというのが現在の考え方でございます。それから今度新たに法律の改正によりまして附加されまする水難あるいは山岳遭難等におきまする人命救助にあたりましても、政令である程度のものを除外することは、やはり同様の趣旨から必要だと思いますが、その場合におきましても、やはり同一世帯の親族等でありましても、これは救済してやるべき状態であるというふうに認められますものについては、公安委員会がそういう認定をしましたならば、これに災害補償を与えることができる、こういう書き方をしたい、こう考えます。ただ従来ありまする第二条と、今度つけ加えまする条文を受けた政令とは、多少その性質が異なりますので、これは犯人とかなんとかいうものはございません。従いまして、中に書きまする事項は、多少現在ありまする二条とは違つて参ると思うのでございます。大体の考え方は以上でございます。

が多少あるのではないかと思うのですが、これは今ちよつと思いついたでございますが、いずれ私、第二の現行のこれだけについてみまして、こういうものをここにあげられおるものであつても、お話をようして、給付を行なうことが適当だと認る場合には、給付をすることができるのだ、何かもう一項を加えておけば、そういうことが救済されるような感もするのですが、いずれ一つこのとおりは、方法はいろいろ考えなければならぬと思いますが、考えていただくことが、この法の趣旨からいって、私はやっぱり適当じやないだらうかといふうに考えるわけなんですから、さきにまた今回の改正案によつて、もちろん現行の二条とは違つたケースの今度の改正案でございますけれども、これがも政令でこれはきめることに当然なることを思うのが、なかなかデリケートな問題があると思いますが、しかし、このことはあくまでもやっぱりそういうもののために一生懸命にして、そのためには災害を受けたというものを何とかしてそれに対する一つの報いをしたいとこういうことでござりますから、その点を一つ十分お考えの上に、政令の制定の際には善処していただきたい、こういうふうに思うわけなんであります。

すの書き方につきましては、仰せの通りいろいろございまして、いろいろございまして、最後にいうものに対し給付できる、こいつふうに書けば一番はつきりすると思いましたけれども、いろいろ法文でそういう趣旨を入れるかというこは検討中でございます。

○鈴木義君 そうしますと、今度の、の改正案が出て施行される、それま、の間にそういうこともおやりになる、こういうふうに考えてよろしくござりますか。それとも現行のやつをこいでいくんだ、将来そういう点についての検討をしながら改めていくんだ、こいうふうにお考えになつておられたのか、どちらですか。

○政府委員(江口俊男君) それは前の方でございまして、この政令は法律の施行と同時に出来るよう努力するつもりでござりますから、その際にいたしたいと思っております。

○委員長(増原恵吉君) 他に御発言又なければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないふと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明かにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないふと認めます。

これより採決に入ります。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する

法律案を問題に供します。本案を原通り可決することに賛成の方の拳手願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(増原恵吉君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をつて原案通り可決すべきものと決定しました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例によりこれを委員長に御願いしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないとの認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

○松永忠二君 静岡県由比町の地すべりの問題について、自治省に何とか府相談がある、あるいは地元の町村から特に要望があつたんですか。その点はいかがですか。

○國務大臣(安井謙君) そういうつた空気があるようであります。

○松永忠二君 その問題については、今のところどういうようなお考えですか。

○國務大臣(安井謙君) その御要望につきましても、いろいろごめんともなる点も非常に多いと思いますので、できることだけ趣旨を生かしたいと思っております。大体交付税の概算交付を四ヶ月、六月に分けてやっております。この六月分も、できれば一つ四月に一緒にして、繰り上げ交付という形で御請求旨に沿いたいというふうに考えておりま

○松永忠二君 この前、関係の人のお話を聞きますと、関係の各省の連絡協議会を持つておられる。これには自治省の関係の方が全然出ておらないのですか、その点はいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 自治省の問題について、県なり町なりからはいろいろな要望を承っております。連絡会議の点については、私承知いたしておりません。

○松永忠二君 各省の間に連絡の協議会を持たれて、また関係の閣僚の懇談会も持たれて、対策が決定されたようです。まあそのことについては自治省は関係はないわけですか。

○國務大臣(安井謙君) これは御承知だと思いますが、閣議で議題になりまして、直接関係の、当面の関係各省の間で連絡会議をやり、前後の打ち合わせもやったわけございまして、それに省の関係もすいぶん連絡はいたしております。直接災害をとめるところからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 今のは何か事務関係の人たちの連絡会議を設けて、それでまあ対策を引き継いでやるといふような話に聞かれたわけですが、これでいると言ふんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 連絡会議の趣旨がよくわからなかつたのでございましたけれども、打ち合わせがございまして、ともかく各省から四月早々に実地調査に出かけるということになりました。

したので——きのうきめたそうです。

実地調査に出かけるということになれば、私の方から人を派遣するという国会を要していることだと思います。このとで、杉本調査官を派遣するということになつております。帰りましたら打ち合わせをすることになつております。

○松永忠二君 この自治省に出ておる要望書にもあると思うのですが、災害救助法は適用できる災害だが、まあ知事が災害救助法はまだ適用しておらないで、由比の町で当面直ちに五十万の支出をした。その後そこにもあるよう一千円程度の地元のいろいろな費用がかかる。こういうようなことでこの費用の捻出というようなことについて、まあこの由比町というの、特別会計まで合わせて約七千万円程度の予算規模を持っておるところだが、大へんにその点が財政的に圧迫になる、これはなおその地すべりを警戒するため消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するとき出しの費用等も相当かかる。どうとかというような作業の面がおもだつたものですから、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 今のは何か事務関係の人たちの連絡会議を設けて、それでまあ対策を引き継いでやるといふような話に聞かれたわけですが、これでいると言ふんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 資金繰りの点を考慮して、今、大臣がお話しになりましたように一応繰り上げ交付を行なうわけでございます。同時に、災害救助法の発動はしませんけれども、実

質上避難も命じておるわけでありますし、たき出しその他についても相当の費用を要していることだと思います。こ

ういう点につきましては、特別交付税を計算いたします際に、当然算入して打ち合わせをすることになつております。今後、基本法等において、それが災害救助法はまだ適用しておらないで、由比の町で当面直ちに五十万の支出をした。その後そこにもあるよう一千円程度の地元のいろいろな費用がかかる。こういうようなことでこの費用の捻出というようなことについて、まあこの由比町というの、特別会計まで合わせて約七千万円程度の予算規模を持っておるところだが、大へんにその点が財政的に圧迫になる、これはなおその地すべりを警戒するため消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するとき出しの費用等も相当かかる。どうとかというような作業の面がおもだつたものですから、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 今のは何か事務関係の人たちの連絡会議を設けて、それでまあ対策を引き継いでやるといふような話に聞かれたわけですが、これでいると言ふんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その一つのこととして、四月、六月の交付金の繰り上げ支給というようなことについては、今態度をきめられておるようですが、この点については何か特別な対策を立ててほしいと、特に財政的に配慮をしてほしいと、現状では直ちにどこで出すというようなことはできない、こういう点について特にその点が財政的に圧迫になることがあります。この点については、これまでのところは青年団とか、そういうものであります。この点については、これまでのところは青年団とか、そういうものであります。

○松永忠二君 基準財政需要額に算入されていない経費で当該団体が当然支出を余儀なくされるというような種類のものにつきましては、特別交付税を計算いたします際に、当然それらの事情を考慮してすべきである

る、特に地すべり防止法等で二十七条にそういうことがきめられているわけ

ですが、その管理というようなことに付いて、そういう点についてはやはり地すべり法の中に管理といふことがあります。今後、基本法等において、そ

う理解で誤りがないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのようにひ配慮していただくことをお願ひいたします。

それから、この前、林野庁等に聞いてみても、地すべりの管理ということについては、法律で認められている、地すべり法の中に管理といふことがあります。地すべりの管理を要するに地すべりの管理と防止の工事と二つに分かれているわけですが、管理について、まあこの由比町というのは、特

別会計まで合わせて約七千万円程度の予算規模を持つておるところだが、大へんにその点が財政的に圧迫になる、これはなおその地すべりを警戒するため消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するとき出しの費用等も相当かかる。どうとかというような作業の面がおもだつたものですから、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 災害基本法はどういうふうな方向で進行しているのですか。

○國務大臣(安井謙君) これは各省と世帯で三百八十五人というのが避難をするのです。地すべりの管理と防止の工事と二つに分かれているわけですが、管理について、まあこの由比町というのは、特

別会計まで合わせて約七千万円程度の予算規模を持つておるところだが、大へんにその点が財政的に圧迫になる、これはなおその地すべりを警戒するため消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するとき出しの費用等も相当かかる。どうとかというような作業の面がおもだつたものですから、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 災害基本法はどういうふうな方向で進行しているのですか。

○國務大臣(安井謙君) これは各省と世帯で三百八十五人というのが避難をするのです。地すべりの管理と防止の工事と二つに分かれているわけですが、管理について、まあこの由比町というのは、特

財政の穴埋めという形でこれを救済するなり、補助していくくというふうなことをやつております。個々には今のところ、直接の援助をやるという形のものはあまり例がなからうと思つてお

ります。今後、基本法等において、そ

ういう点を聞かしてもううのですが、この点を聞かてもううのですが、この

ういうよういろいろな特殊の災害が出てくると、御承知のように今度の場合はでも、避難をした世帯が七十五世帯で三百八十五人というのが避難をするのです。地すべりの管理と防止の工事と二つに分かれているわけですが、管理について、まあこの由比町というのは、町村、都道府県の負担だというふうに規定をされているわけです。で、こういふことになると、消防とかその他の警戒の費用というものは、これは県の負担になるというふうに考えられるわけなんですが、こういう県の負担になつたものについては、これまた今お話をうなづいておる、こういう点については、まさに消防とか、あるいは警察官とか、あるいは青年団とか、そういうものを動員するとき出しの費用等も相当かかる。どうとかというような作業の面がおもだつたものですから、直接加わっておりますかどうか、その会議の内容は十分連絡を受けております。やはりこちらからも出ており、加わって調査にも行くようになります。

○松永忠二君 災害基本法はどういうふうな方向で進行しているのですか。

○國務大臣(安井謙君) これは各省と

の関係も非常にござりますので、それと専門の方の方針もあるものであります。今後、基本法等において、そ

ういう点を聞かてもううのですが、この

ういう点で自治省が考えておる

う場合の災害の際の個人的な災害救助の方法といふものが非常に不備なんですね。そういう点で自治省が考えざるを得ないというふうなことで、こういふ場合に見舞金を——一戸五千円程度のものですが、わずかなものを考えざる

う。そういう点で自治省が考えざる

ういう災害基本法というようなものにつきましては、今一体どのくらいの推進をされておるんですか。その点を一つ聞かせていただきたい。

○國務大臣(安井謙君) お話を

いつましてもの個人の被害に対する救助といいますか、補助といふものにつきましては、なかなか問題はむずかしい限界があると思います。大体

自治省といつしましては、公共事業団

体自身がいろいろやつたものに対する

救援といいますか、補助といふもの

につきましては、なかなか問題はむず

かしい限界があると思います。大体

自治省といつしましては、公共事業団

体自身がいろいろやつたものに対する